



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



2月ではありながら、暖かい日も多かったですね。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

先日、息子の高校の卒業式でした。中学の卒業も早いと思いましたが、高校の3年間もほんとにあっという間でした。高校の思い出はやはり高校野球。毎週末、子どもの試合に同行して応援やお手伝いをし、甲子園と一緒に目指しましたが、力を出し切れずに敗退、引退。息子も悩んだようですが、大学でも野球を続ける決断をしてくれました。もう今までのように親として関わることは減るでしょうが、引き続き応援していきたいと思います。私の楽しい3年間も終わりました。

職場で役立つ心理学

～会議の席で、議長から最も遠い席に座る人は～



長方形の会議テーブルの一方の短辺に、その会議の議長やリーダーが座っている場合、あなたはどこ座りますか？

会議への参加意欲が旺盛で積極的に発言しようという人は、テーブルの長辺のなるべく議長に近い席に座りたがる傾向が見られます。また、議長だけでなく他のメンバーとも調和を図って会議を円滑に進めようという人は、長辺の真ん中あたりに座ることが多いようです。ただしこの席に、議長に対して否定的な意見を持つ人が座った場合は、自分が仕切りたいという本音も見え隠れするので注意が必要です。

議長から遠い席、中でも最も目立たないテーブルの角の席に座りたがるのは、自分は発言したくない、議題に無関心という消極的な人に顕著に見られる位置取りといえます。

★3月のお仕事カレンダー★



- | | |
|------|---|
| 3/11 | <ul style="list-style-type: none">● 一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が1 億 8,000 万円未満の工事● 2 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| 3/15 | <ul style="list-style-type: none">● 2018 年分の所得税・個人住民税・個人事業税、贈与税の確定申告と納付期限 |
| 4/1 | <ul style="list-style-type: none">● 2 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付● 1 月決算法人の確定申告と納税・7 月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)● 4 月・7 月・10 月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)● 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告 |

★トピックス★



プレミアムフライデーに関する調査結果

2 年前の 2017 年 2 月 24 日に開始されましたプレミアムフライデーですが、推進協議会から、2019 年 2 月の時点におけるプレミアムフライデーに関する調査の結果が公表されています。

これによれば、プレミアムフライデーの認知度・理解度については、引き続き、高い水準で推移しています。

- ・認知度：9 割台
- ・理解度：7 割台と高い水準で推移
- ・早期退社率：調査を実施した全 17 回の平均で 11.3%

しかし、プレミアムフライデー当日の通常よりも早く退社したという人の割合(早期退社率)は、低い水準です。

(なお、直近 6 回の調査で、プレミアムフライデー当日以外の日に振り替えて実施したという者を含めると平均で 20.6%)

もう、忘れ去られそうになっている取り組みですが、長時間労働の緩和や消費に刺激を与えるための策としては、一定の効果が期待できるとも言えます。

政府は、根気よく推進を図っているようです。

**今年のGWは最大10連休、10月22日も祝日に
会社としての休日の取り扱いは？**

皇位継承にともない、皇太子が天皇に即位される2019年5月1日と、即位を公に宣言する「即位礼正伝の儀」が行われる2019年10月22日が祝日となることが決まりました。この2日間は2019年限定で祝日となります。

5月1日が祝日となることによって、祝日と祝日には含まれることになる4月30日と5月2日も今年は休日となり、今年のゴールデンウィークは最大10連休となります。

なお、今年だけの祝日案を決めることにあたり、「連休期間中に勤務する労働者が長時間労働をすることがないように、さらに時給制や日給制の労働者の大幅な収入減を招くことのないよう、各事業主等において適切な対応が取られること」などの付帯決議がなされています。

実は、この祝日と祝日には含まれることによって「国民の休日」となる4月30日と5月2日ですが、会社も休みにしないといけないのか…？ これについては、各社の就業規則の定めによります。

厚生労働省のモデル就業規則を例で見ると、「① 土曜日及び日曜日、② 国民の祝日（日曜日と重なったときは翌日）、③ 年末年始（12月〇日～1月〇日）、④ 夏季休日（〇月〇日～〇月〇日）、⑤ その他会社が指定する日」と記載されていますが、このように定められている場合、②に該当するかどうかで取り扱いが変わってきます。祝日法によると、4月30日と5月2日は「祝日」ではなく「休日」だからです。この場合、必ずしも会社の所定休日にしなければならないことにはなりません。逆に就業規則で、「国民の祝日および休日」と定めていれば、自動的に会社の所定休日となります。

また、「事前に定める勤務表による」などと定められていれば、今回の10連休は会社の所定休日と全く無関係となります。

すでに10連休と思って予定を立て始めている人たちも多いでしょう。自社ではどのように定められているのか確認をしていただいたうえで、取り扱いを確定し、早めに従業員さんたちにその取り扱いを周知することがトラブルにならないために必要なことでしょう。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

